

滋賀県最低賃金改定のお知らせ掲載例

滋賀労働局 労働基準部賃金室

貴広報誌等への記事掲載にご協力いただける場合の掲載例です。

掲載文中の問い合わせ先につきましては、管轄の労働基準監督署及び滋賀労働局賃金室としてくださいますようお願いいたします。県内労働基準監督署の名称、管轄区域等は下記のとおりです。

記事の掲載等に当たりまして、ご不明の点がございましたら、当室までお問い合わせください。

記

労働基準監督署

署 名	〒 所 在 地	電話番号	F A X	管 轄 区 域
大 津	〒520-0806 大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 3 階	077(522)6616	077(522)6252	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市
彦 根	〒522-0054 彦根市西今町 58-3 彦根地方合同庁舎 3 階	0749(22)0654	0749(26)0241	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡
東近江	〒527-8554 東近江市八日市緑町 8-14	0748(22)0394	0748(22)0613	近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

滋賀労働局労働基準部賃金室

〒520-0806 大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 5 階

電話番号 077(522)6654 F A X 077(522)6625

滋賀県最低賃金改定に関する情報については、以下の HP からダウンロードできます。
https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html



(記載例 1)

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金は、**令和7年10月5日** から

時間額 **1,080** 円 となります。

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用されます。最低賃金は、賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています（特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。）。

※ 最低賃金についてのお問い合わせ先

滋賀労働局 賃金室	TEL (077) 522-6654
大津労働基準監督署	TEL (077) 522-6616
彦根労働基準監督署	TEL (0749) 22-0654
東近江労働基準監督署	TEL (0748) 22-0394

● 事業場内最低賃金の引上げ及び設備投資による業務の効率化を行った場合の助成金制度があります。

お問い合わせは、滋賀労働局雇用環境・均等室（077-523-1190）まで。

(記載例 2)

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金は、**令和7年10月5日** から、

時間額 **1,080** 円となります。

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用されます。最低賃金は、賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。

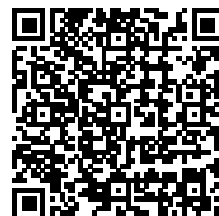
（特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。）

※ 最低賃金についてのお問い合わせ先

滋賀労働局 賃金室	TEL (077) 522-6654
〇〇労働基準監督署	TEL (____) ____-____

●賃金引上げのための助成金制度のお問い合わせは、滋賀労働局雇用環境・均等室（077-523-1190）まで。

滋賀県最低賃金改定に関する情報については、以下の HP からダウンロードできます。
https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html



(記載例 3)

滋賀県最低賃金改正
(令和7年10月5日発効)

時間額
1,080 円
常用・パートなど雇用形態を問わず、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用されます。

お問い合わせ先
〇〇労働基準監督署
TEL XXX-XXXX
●賃金引上げのための助成金は滋賀労働局雇用環境・均等室(077-523-1190)まで。

(記載例 4)

最低賃金改定のお知らせ
● 滋賀県最低賃金は、
令和7年10月5日から、
時間額 **1080円**
となります。
常用・パートなど雇用形態を問わず、
県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用されます。
(特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。)

お問い合わせ先
滋賀労働局 賃金室
TEL 077(522)6654
又は〇〇労働基準監督署
TEL △△(XX)■■■■
※賃金引上げのための助成金は滋賀労働局雇用環境・均等室(077-523-1190)まで。

(記載例 5)

※滋賀県最低賃金は、本年 **10月5日** から 時間額 **1,080** 円となります。これは、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用されます。

滋賀県最低賃金改定に関する情報については、以下の HP からダウンロードできます。
https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html



(記載例 6)

滋賀県最低賃金改正のお知らせ

時間額 **1,080** 円

(発効日 **令和7年10月5日**)

滋賀県最低賃金は、産業や職種、年齢に関係なく、パートや学生アルバイト、派遣労働を含む全ての労働者に適用されます。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

※産業によって、特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります。

詳しくは、滋賀労働局のホームページ <http://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>でご確認ください。

<お問い合わせ先>

滋賀労働局 賃金室	TEL (077) 522-6654
大津労働基準監督署	TEL (077) 522-6616
彦根労働基準監督署	TEL (0749) 22-0654
東近江労働基準監督署	TEL (0748) 22-0394

- 事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性効率化のための設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する制度があります。

詳細は、滋賀労働局雇用環境・均等室（077-523-1190）まで。

滋賀県最低賃金改定に関する情報については、以下の HP からダウンロードできます。
https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html

